

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史		
件名	東大和市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由                      職場の規律及び公務能率の確保の観点から、検討が必要と考えられる休職処分の実例が生じているため、条例の一部を改正する。</p> <p>(2) 主な改正内容                      ①休職処分における通算期間の変更                      休職の処分を受けた職員が再び病気休職の承認等の事由とされた疾病と同一の疾病により病気休職の承認等を受けるときの通算期間を「復職の日から起算して1年以内」とあるのを「復職の日から起算して1年以内（直前の休職の処分がこの項の規定による休職の処分である場合については、2年以内）」に変更する。                      ②同一の疾病の取扱い                      同一の疾病について、病名が異なる場合であっても、その疾病が精神疾患であるとき又はその疾病の原因や症状に相当の因果関係や関連性があるときは同一の疾病とみなす取扱いとする。</p> <p>(3) 施行日                      令和8年4月1日</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）                      令和8年2月5日東大和市職員組合から同意書を受理                      総務課による事前審査済</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）                      令和8年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果                      決定</p>					